

## 平成 29 年度 早期退職に係る募集実施要項

職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的として、早期退職希望者の募集（職員の退職手当に関する条例（昭和 29 年広島県条例第 2 号）第 8 条の 3 第 1 項第 1 号）を行う。

### 1 募集の対象

教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を含む。）のうち、退職日現在で 45 歳以上の者

（次のいずれかに該当する職員は応募をすることができない。）

- （1）非常勤職員，臨時的任用職員，法律により任期を定めて任用される職員
- （2）平成 30 年 3 月 31 日までに定年に達する職員
- （3）懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

### 2 退職すべき期日

平成 30 年 3 月 31 日（土）

ただし、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で退職すべき期日を繰り上げ又は繰り下げることがある。

### 3 募集の期間

平成 29 年 10 月 2 日（月）午前 9 時から

平成 30 年 2 月 28 日（水）午後 5 時まで

ただし、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することがある。

### 4 募集人数

160 名程度

（応募者が次のいずれかに該当する場合は、不認定とする。）

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合

## 5 応募の手続

- ・応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（別紙様式1）に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属長等に提出する。
- ・応募申請書を提出した職員に対し、認定又は不認定の通知を平成30年3月9日（金）までに所属長等を経由して交付する。
- ・応募申請書の提出後、退職すべき期日が到来するまでの間に、応募を取り下げたい場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書」（別紙様式2）を応募申請書と同様の方法で提出する。
- ・早期退職の認定を受けた者については、「辞職願」（別紙様式3）を平成30年3月末日までに提出するものとする。
- ・退職派遣者については、上記「3 募集の期間」内に早期退職希望の意向を示すものとする。なお、この場合において、上記「3 募集の期間」中「平成30年2月28日（水）」とあるのは、「平成30年3月30日（金）」と読み替えるものとする。（「2 退職すべき期日」に記載する「公務の能率的運営を確保するために必要な限度で退職すべき期日を繰り上げ又は繰り下げる」場合を除く。）

## 6 本件に関する相談先

### （1）事務局等

管理部総務課総務係

電話：082-513-4911

### （2）県立学校

管理部教職員課県立学校人事係

電話：082-513-4922

### （3）小中学校

管理部教職員課小中学校人事係

電話：082-513-4924

別紙様式 1

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

(任命権者)

広島県教育委員会様

応募年月日 平成 年 月 日

応募申請者.....

私は、職員の退職手当に関する条例第 8 条の 3 第 8 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間	
備 考	

(注) 「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏 名		所 属	
		職 名	
級 号 給	給料表[ ]	級	号給
生年月日	昭和 年 月 日	年 齢	歳

(注) 平成30年 3 月31日現在で記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	平成 年 月 日	受理番号	
-------	----------	------	--

別紙様式 2

早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書

(任命権者)

広島県教育委員会様

取下年月日 平成 年 月 日

取下申請者.....

私は、職員の退職手当に関する条例第 8 条の 3 第 8 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
退職すべき 期日又は期間			
2 取下申請者について			
ふりがな 氏 名	所 属		
	職 名		
3 認定について			
認定通知書に記載された 認定年月日	平成 年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

(注) 「3 認定について」欄は、取下時点において認定を受けている場合に記入すること。

また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	平成 年 月 日
応募申請書の 受理番号	

別紙様式3

平成 年 月 日

広島県教育委員会様

所属名

職名

氏名

印

## 辞 職 願

私は、この度、平成29年度早期退職に係る募集実施要項の適用を受けて、

平成 年 月 日付けで辞職したいので御承認ください。